



報道発表資料の配付日時 2月25日(金) 16時30分

発表項目 (行事名)	Go To Eat事業における食事券の販売期限及び利用期限の延長について
概要	<p>国（農林水産省）が実施する「Go To Eatプレミアム付き食事券発行事業」について、<u>食事券の販売期限及び利用期限をさらに延長します。</u></p> <p>1 期限の延長について 現在、重点措置により、テイクアウト、デリバリーに限定した期間分、販売及び利用期間を延長し、販売を2月25日、利用を3月25日までとしています。重点措置が3月6日まで延長されたことから、販売及び利用期限をさらに延長することとしました。 仮に重点措置が3月6日で終了する場合、店内利用の期間は3月7日から4月25日までとなり、販売期間は3月25日までとなります。</p> <p>2 本道における実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2. 11. 10 食事券の販売を開始 ・R2. 11. 30 感染が拡大したことから全道での食事券の販売を停止し、食事券の利用を控える旨を呼びかけ ・R3. 8. 19 利用条件を「テイクアウト、デリバリーのみ」に限定し、販売を再開 ・R3. 10. 15 利用人数等の制限（4人以内・2時間以内）を設けた上で、店内利用を再開 ・R3. 11. 1 利用人数等の制限を撤廃 ・R4. 1. 27～ まん延防止等重点措置期間中、利用条件を「テイクアウト・デリバリーのみ」に限定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・販売冊数 100万冊（価格8,000円、額面10,000円、総額100億円） ・販売実績 約71万冊（2月22日現在） ・販売場所 道内の金融機関等 435カ所 ・登録店舗数 7,704店舗（2月22日現在） ・販売期限 令和4年3月25日 ※今回変更 ・利用期限 令和4年4月25日 ※今回変更 <p>※まん延防止等重点措置の期間中は、テイクアウト・デリバリーでご利用ください。</p> </div> <p>道としては、北海道商工会議所連合会と連携し、引き続き、参加飲食店に対し業種別ガイドラインの遵守を求めるほか、参加飲食店及び道民の皆様にも、まん延防止等重点措置の要請内容を遵守いただくよう、改めて注意喚起、周知を図っていきます。</p>
参 考	
報道（取材）に当たってのお願い	<p>飲食需要の喚起により道内飲食店の経営を応援し、本道経済の活性化につなげていく取組です。措置期間中においては、行動制限等の要請に協力いただきながら、テイクアウト・デリバリーを積極的に利用いただきたいこと、食事券に記載されている有効期限に関わらず全ての食事券が延長後の利用期限まで利用可能であることと併せて、幅広く周知をお願いします。</p>
他のクラブとの関係	同時配付（場所） 同時レク
担当（連絡先）	<p>経済部 地域経済局 中小企業課（担当者：横山） TEL ダイヤルイン 011-204-5341 内線 26-606</p>